

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) 高知工科大学 副学長  (氏名) 磯部 雅彦
聴取日	平成25年6月28日(金)
聴取者	環境省 総合環境政策局 環境影響審査室 佐藤審査官、田中審査官、笠原環境専門員、阿南環境専門員 環境省 自然環境局 自然環境計画課 野木課長補佐
要領4.(2) 利害関係者の除外 ・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 利害関係 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
要領4.(3) 秘密保持の承諾 ・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 ・ 非承諾	
<p>&lt;関係委員意見概要&gt;</p> <p>1. 閉鎖性海域への環境影響について</p> <p>【連絡誘導路の通水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川から淡水が流入し閉鎖性海域内の塩分濃度が低下すると予測評価している。塩分濃度が低下するという予測については妥当であるが、これをもって橋梁化とすることがよろしくないとする理由は根拠が薄い。</li> </ul> <p>【底質・干潟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖性海域内において流速が減少することによる影響としては、水質より底質の変化(粒径分布)のほうに懸念される。</li> <li>・閉鎖性海域内の砂質干潟が泥質干潟に変わるとの予測結果には、「流れ」より「波高」が小さくなることが影響している。</li> <li>・閉鎖性海域内の波高は小さくなるためシールズ数も小さくなり、底質の細粒分が堆積することが懸念され、砂質から泥質への変化については沈降する粒径についての定量的評価が必要。また、有機物の沈降により底質が変化する可能性があるため、質についても確認が必要である。</li> </ul>	

### 【藻場】

・閉鎖性海域内の藻場には、増設滑走路南端部分で埋立てられる水脈筋の流れが滞留すること及び閉鎖性海域内が静穏化することで底質が細粒化することが影響する。

・藻場は、シールズ数が大きすぎる環境でも、小さすぎる環境でも生育することができない。現状では、研究成果に幅があるもののシールズ数が 0.1-0.2 の環境において藻場は生育しているが、予測結果は 0.05 以下とされ、さらにその上で藻場は再生すると評価している。この予測評価の結果については妥当性を確認する必要がある。

・閉鎖性海域内の静穏化による底質の粒径変化を考慮した上で、シールズ数の変化を検討し、さらにこの結果を踏まえ藻場の維持について再検討すべき。

・通水路の幅と海水交換量は比例するが、ある程度まで広げると効果は一定になる。よって、海水交換が維持される程度までは広げたほうがよい。

### 【生物・生態系】

・底質がヘドロ状に変化した場合、生物相が変化する。

・滑走路の増設により閉鎖性海域内は静穏化され、環境が著しく変化するため、現在の生態系は維持されないと思われる。

### 2. 滑走路西側の藻場への影響について

・波高の変化により滑走路西側の海底は先掘される可能性があり、シールズ数が有意に大きくなる（砂が動きやすくなる）場合は砂の流出の恐れがある。研究成果に幅があるものの藻場のシールズ数は約 0.1-0.2 と言われているが、それが反射波によって 0.3、0.5 といった数値になることが予測される場合は、なんらかの消波対策が必要となる。